

広島県告示第三百十五号

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十一年三月三十日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程の一部を改正する告示

広島県不動産鑑定業者登録簿等閲覧規程（平成二十年広島県告示第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「広島県環境県民局総務管理部県民文化課」を「広島県環境県民局総務管理部環境県民総務課」に改める。

附 則

この告示は、平成二十一年四月一日から施行する。